

無許可で他人のごみを搬入することはできません

違法行為について

那珂市・常陸大宮市の許可を受けていない者が他人の廃棄物(ごみ)を運搬することはできません。

無許可で廃棄物の収集運搬を行うと【廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条】により刑事罰が科されます。(5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこの併科)

違法行為の事例

- ・片付けや遺品整理などで発生したごみを市の許可を受けていない業者が運搬し、環境センターに持ち込む
- ・片付けや遺品整理などで発生したごみを市の許可を受けていない業者が自社に持ち帰り、自社ごみとして環境センターに持ち込む

※搬入時の搬入物検査や聞き取りの結果、無許可であると判明した場合は受入をお断りさせていただきます。